主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人小堀文雄の上告趣意について。

第一審判決も原判決も、所論のように営利の目的を有したことを認定してはいない。犯罪の構成要件ではないからである。所論の違憲主張はその前提を欠くものであって、理由がない。

よつて同四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年三月一五日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	眞	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
輔		悠	藤	产	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官